産業廃棄物処理施設軽微変更等届出添付書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の内容 | 添付書類 |
| 役員の就任、退任（代表者の変更を含む） | □　法人の登記事項証明書□　新たな役員の住民票の写し□　新たな役員の登記されていないことの証明書□　誓約書 |
| 株主、使用人、法定代理人 | □　新たな株主、使用人、法定代理人の住民票の写し□　新たな株主、使用人、法定代理人の登記されていないことの証明書□　新たな株主、法定代理人が法人の場合は、その登記事項証明書□　誓約書 |
| 氏名（個人） | □　住民票の写し□　登記されていないことの証明書 |
| 名称（社名） | □　定款又は寄附行為□　法人の登記事項証明書 |
| 住所 | 個人 | □　住民票の写し |
| 本社住所 | □　定款又は寄付行為□　法人の登記事項証明書 |
| 事務所（本社以外） | □　付近の見取り図 |
| 事業場（駐車場など） | □　土地の登記事項証明書□　付近の見取り図□　届出者が所有者でない場合は、賃貸借契約書等の写し |
| 規則第12条の8に規定する軽微な変更 | □　変更の内容に応じて、変更の内容がわかる書類、図面※　変更の内容によっては変更許可が必要となる場合があります。※　必要な添付書類については、事前にお問い合わせください。 |
| 規則第12条の10に掲げる事項（第6号関係は除く） | □　変更の内容に応じて、変更の内容がわかる書類、図面※　必要な添付書類については、事前にお問い合わせください。 |
| 上記以外の事項の変更 | 事前にお問い合わせください。 |
| 注意事項○　登記事項証明書などの証明書類は、３ヶ月以内に発行されたものとしてください。○　住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載が無い住民票抄本としてください。　　個人番号や、役員等ではない方が記載されたものは、受け取ることができません。　　なお、同一世帯に役員等が複数名いる場合は、役員等のみ全員が記載されている抄本または謄本（世帯員全員が役員である場合）としていただいても構いません。○　登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。 |

※ ご不明な点は、廃棄物対策課（電話024-529-5266）までご相談ください。